

司法ソーシャルワークに関して

司法書士 細 田 長 司

第2回検討会議並びに第4回検討会議で触れさせていただきましたが、私は、司法ソーシャルワークの一方法として「地域包括支援センター」の非常勤職員等に法律専門家になることにより、1か月に1～2回程度会議等に参加することによって、地域包括支援センターの職員の方の日頃の法的悩み等の相談に対応でき、時には個々の具体的な事案にも対応でき、相当解決が図られるのではないかと考えます。

さらに、その法律専門家を非常勤職員として派遣する業務を「法テラス」が請け負い、福祉関係に詳しいスタッフ弁護士、契約弁護士あるいは契約司法書士を定期的に派遣すべきと考えます。

しかしながら、法テラスの業務内容による制約があると思われまし、地域包括支援センターにも法的制約があると思われまし。仮に、何らかの制約があるとするならば、上記方法では解決しません。

そこで、現行法制の中で、法テラスが地域包括支援センターから法律専門家の派遣を受託することが可能なのか、また、地域包括支援センターが法律専門家を非常勤職員として採用することは可能なのかお聞きしたいと思います。

仮に、現行法制で不可能な場合、法改正等によりその障害を撤廃等するお考えはあるのか、お聞きしたく思います。

以上